

事 務 連 絡
令和 7 年 8 月 20 日

公益社団法人神奈川県産業資源循環協会会長 殿

神奈川労働局労働基準部健康課長

職場における熱中症予防対策の徹底について

安全衛生行政の推進につきまして、日頃から格別の御配慮をいただき、厚く御礼申し上げます。

今般、職場における熱中症による死傷災害の発生状況（各年の7月末までに提出のあった休業4日以上労働者死傷病報告）を取りまとめたところ、直近5年でみますと、本年の死傷者数は最多であり、昨年を大きく上回る状況となっています（別紙参照）。さらに9月の熱中症の発生件数は、少ないものの、令和3年に1件、令和4年2件、令和5年3件、令和6年6件と上昇傾向にあります。

一方、熱中症の応急手当については、今まで例示として作業服を脱がせ、水をかけるという措置を挙げておりましたが、それ以外の措置をとして、「濡れタオルなどを身体に当て、扇風機で風を当てる」という例を追加しております。（別添1参照。厚生労働省のホームページ今すぐ使える熱中症ガイドにおいても公開しております。<https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/001521140.pdf> のP72を参照願います。）

これまで、熱中症予防対策につきましては、既に令和3年4月20日付け基発0420第3号「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」（別添2参照）及び令和7年2月28日付け基安発0228第1号「令和7年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について」（別添3参照）等に基づいて、関係事業者等へ熱中症予防対策の周知をお願いしておりますが、今後も熱中症災害の増加が懸念され、対応の例示が追加されたことを含め、機会をとらえて周知をしていただきますよう重ねてお願い申し上げます。特に、暑さ指数（WBGT）を把握・活用して、必要に応じて作業の中断等を徹底することや異常を認めたときは、躊躇なく救急隊を要請することなど、状況に応じた熱中症予防対応の実施について、一層の取組を進めていただけるよう、関係事業場等への周知について特段の御理解と御協力をお願い申し上げます。

別紙

職場における熱中症による死傷災害の発生状況（速報値）

	1月～5月	6月	7月	7月末までの累積数
令和7年	0 (0)	11 (0)	8 (0)	19 (0)
令和6年	0 (0)	2 (0)	10 (1)	12 (1)
令和5年	1 (0)	4 (0)	9 (0)	14 (0)
令和4年	1 (0)	8 (0)	5 (0)	14 (0)
令和3年	0 (0)	0 (0)	2 (0)	2 (0)

※ 神奈川労働局内各監督署へ各年の7月末までに提出のあった休業4日以上の労働者死傷病報告を集計したもの（括弧内は死亡者数（内数））。